

水道料金・下水道使用料徴収の猶予制度

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した場合、村田町給水条例第36条等に基づき猶予申請をすることにより、1年以内の期間に限り、支払猶予又は分割納入ができる場合がありますので、上下水道課までご相談ください。

○ 督促料はかかりません。

○ 支払期限は一定期間猶予されますが、納付する金額は変わりません。

(注) 支払い義務がなくなるものではありません。

対象となる水道料金・下水道使用料

令和2年4月請求分から令和3年1月請求分までの水道料金・下水道使用料が対象となります。

猶予期間：水道料金・下水道使用料→猶予期間1年以内

対象となる方

新型コロナウイルスの影響により、以下①②のいずれも満たす水道使用者が対象となります。

① 令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している方。

② 対象となる請求月の支払いが困難である方。

(注) 「一度に納付・納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

想定される該当ケース

新型コロナウイルス感染症の影響により、

- ・ 離職した場合や収入が大幅に減少した場合
- ・ 納税者本人または生計を同じにする家族が病気にかかった場合
- ・ 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合
- ・ 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により著しい損失を受けた場合（例：相次ぐ予約キャンセル、食材を廃棄等） など

【問合せ：上下水道課 電話 0224-83-2870】